

公立大学法人名古屋市立大学の定款変更の概要

- 1 **学長の任命**（第 10 条の 2 関係）・・・令和 4 年 4 月施行
 - ・経営と教学を分離するため、理事長と学長を別に任命
- 2 **学長選考会議**（第 11 条関係）・・・令和 4 年 4 月施行
 - ・学長の設置にあたって、現行の「理事長選考会議」を「学長選考会議」に改定
 - ※理事長は、選考会議の選考によらず、市長が任命
- 3 **役員の定数について**（第 8 条関係）・・・令和 3 年 4 月施行
 - ・副理事長「1 人」を「2 人以内」に改定
 - 学長を理事長と別に任命することに伴い、地方独立行政法人法の規定により 学長が副理事長となるため
 - ・理事「6 人以内」を「8 人以内」に改定
 - 現在、市大病院長が理事（病院担当）となっているため、東部・西部医療センターの院長も法人化により理事とするもの
- 4 **役員の任期**（第 13 条関係）・・・令和 4 年 4 月施行
 - ・理事長を始め、役員の任期を定めるもの
 - <理事長：4 年 学長：法人の規程で定める 副理事長・理事：2 年>
(2 年以上 6 年以内)
- 5 **経営審議会**（第 17 条関係）・・・令和 3 年 4 月施行
 - ・役員の定数変更に伴い委員数を変更
- 6 **教育研究審議会**（第 20 条関係）・・・令和 3 年 4 月施行
 - ・役員の定数変更に伴い委員数を変更
- 7 **資産について**（別表関係）・・・令和 3 年 4 月施行
 - ・法人へ出資する東部・西部医療センターの土地・建物を追加